

## 那須塩原市生乳生産本州一推進チャレンジ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、生乳生産本州一推進チャレンジ事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、市民団体、特定非営利活動法人、企業等（以下「市民活動団体」という。）が実施する生乳生産本州一を生かしたまちづくり活動に要する費用の一部を交付することにより、市が策定したミルクタウン戦略の実現を図ることを目的とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市民活動団体が実施する生乳生産本州一を生かしたまちづくり活動で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 牛乳等の消費拡大に資するPR事業
- (2) 独自の乳製品の研究開発の推進に資する事業
- (3) 生乳等の新たな販路開拓に資する事業
- (4) その他生乳生産本州一を生かしたまちづくりに資すると認められる事業

2 補助対象事業は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度内に完了する事業でなければならない。

3 市長は、補助対象事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金を交付しないものとする。

- (1) 構成員の親睦又は趣味的な活動を目的とする事業

- (2) 特定の個人又は法人その他団体の利益を目的とする事業
- (3) 宗教又は政治活動を目的とする事業
- (4) 市の他の補助制度の対象となる事業  
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、市民活動団体が補助対象事業を実施するために直接必要な経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 市民活動団体の運営に係る経費
- (2) 人件費
- (3) 食糧費
- (4) その他補助することが適当でないと認められる経費  
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。ただし、10万円を限度とする。

2 補助金の交付は、各年度において1市民活動団体につき1回を限度とする。

3 同一の市民活動団体が実施する補助対象事業に対する補助金の交付は、3回を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする市民活動団体（以下「申請団体」という。）は、規則第4条の補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 事業収支予算（決算）書（様式第2号）
- (3) 事業計画に関する図面、見積書等

(4) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた申請団体は、補助対象事業が完了したときは、事業完了の日から起算して1か月を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第12条の補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 規則第12条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 事業報告書(様式第3号)

(2) 事業収支予算(決算)書(様式第2号)

(3) 経費を支払ったことを証する書類

(4) 事業概要を確認することができる資料

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年9月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。